

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策評価シート

2 【施策レベル】協議会評価

資料5

施策体系	取組	令和4年度の特徴的な取組内容	障がい者差別解消支援地域協議会 意見
障がいの理解に関する施策	1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施	<p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。 ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2022」を実施した。 ・「障がい児・者作品展」を開催し、動画作品の展示や市内の郵便局などでの展示を行った。 <p>【障がい理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動を含めた様々な学校生活の中で、特別支援学級在籍児童生徒と通常学級の児童生徒と一緒に活動し学習する時間を設けた。 ・一部の学校では、県立芦屋特別支援学校との居住地校交流を行った。 ・当事者から問題提起があり、自立支援協議会専門部会にて、障がいのある人の居場所づくりプロジェクト「つむぐ広場」を立ち上げ、障がいのある人が集まれる場を、ともに設けた。 ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて、コミュニケーション支援ボードの利用促進に関する記事を掲載した。 ・市広報紙に、障がいに関する特集記事（身体障がいがテーマ）を掲載した。 ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（インスタグラム・ツイッター）にて、障がいに関する情報を発信した。 	<p>【障がい理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番10「特別活動の実施」の「取組内容（実績）」欄に「ともに学び、成長することができた。」とあるが、どのような根拠で判断したのかわかりにくい。「成長する機会を作った」や「成長につながった」といった表現のほうが、納得が得やすいのではと思う。 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSなどで、障がい理解に関する様々な情報を発信しており、よく取り組めていると思う。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B評価が多いが、予定どおり遂行して十分な効果があったのであればA評価でいいのではと思う。 ・指標が数字でないため評価が難しい。数的な指標（例：参加者数が指標の〇%達成でA評価）があればよいのではないか。 ・研修の実施の場合、受講者にアンケートを取って前向きな意見をもらえたことなどを効果として判断するなど、効果を評価する指標を設けたほうがよいのではないか。 ・効果を評価する指標は、その時点の風潮によって大きく変わるため、設定や評価が難しいのではないか。 ・今後、B評価以下の取組については、出したかった結果や今後の課題を書くことで次年度につなげやすくなるのではないかと思う。
	1-2 障がいのある人との相互理解を深めるための事業等の実施		
合理的配慮の提供支援に関する施策	2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施	<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修を、合計18回実施した。 ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を、合計144回実施した。 ・点字広報・声の広報は、点訳を25回、音訳を24回実施した。 <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、39箇所の歩道切下げ部バリアフリー化工事を実施した。 ・上宮川公園において、特定公園施設までのバリアフリー化工事を行った。 <p>【差別解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で、特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認した。 ・児童生徒の成長に合わせた指導ができるよう、コーディネーターを中心とした個別の支援計画等の内容を見直しながら進めるよう努めた。 ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る児童、生徒への指導助言を行い、個別の支援の充実に努めた。 ・民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業」を実施し、2事業者に対して助成を行った。 ・障がいのある人の新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 	<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣依頼に全件応えることができ、十分に実施できていたと思う。 <p>【差別解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な会議体を持っている中、障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催出来ているので、十分に実施できていたと思う。 ・インクルーシブ教育・保育事業について、特別支援教育に関する研究会を行ったり、各園に加配教諭等を配置したりするなどを鑑みると、とてもよくできていたのではないか。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B評価が多いが、予定どおり遂行して十分な効果があったのであればA評価でいいのではと思う。 ・指標が数字でないため評価が難しい。数的な指標（例：参加者数が指標の〇%達成でA評価）があればよいのではないか。 ・今後、B評価以下の取組については、出したかった結果や今後の課題を書くことで次年度につなげやすくなるのではないかと思う。
社会参加の機会の拡大	3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施	<p>【就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の場において、障がいによる困難さがあることを理由に不利益が生じることがないよう、阪神南障害者就業・生活支援センターの就労支援員を中心に、関係機関との連携を図った。 ・障がいのある人を会計年度任用職員として任用し、事務補助や作業補助の業務に従事してもらった。（採用数13人（令和3年度より引き続き任用された者を含む）、障がい者雇用率2.94%（令和4年6月1日時点）） <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精道中学校の建て替えにおいて、グラウンド利用を含めて生徒及び地域住民等のバリアフリーに対応した施設整備を完了させた。その他の学校園においても、新たに発見されたバリアの解消に努めるとともに、損傷個所を補修することなどにより安心・安全に利用できる施設の維持に努めた。 ・主な社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設から、順次、バリアフリー化を含めた利用者の利便性向上のための改修を進めた。 	<p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSなどで障がい理解に関する様々な情報を発信しており、善処していると思う。 <p>【就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番19「障がいのある人の採用」には、雇用率が法定雇用率からどのくらい上回っているか、「取組内容（実績）」欄に書かれていると評価しやすいのではないか。 ・障がいのある人の採用には、採用人数が「取組内容（実績）」欄に書かれていると評価しやすいのではないか。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B評価が多いが、予定どおり遂行して十分な効果があったのであればA評価でいいのではと思う。 ・指標が数字でないため評価が難しい。数的な指標（例：参加者数が目標数の〇%達成でA評価）があればよいのではないか。 ・今後、B評価以下の取組については、出したかった結果や今後の課題を書くことで次年度につなげやすくなるのではないかと思う。
政策形成過程への参画	4 政策形成過程への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会、芦屋市医療的ケア児支援協議会等の附属機関において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 ・第一跨線橋工事について、事業概要を事前に身体障害者福祉協会へ説明を行った。 ・障がい福祉サービスのガイドラインを作成する際に、障がい団体の方に意見聴取を行った。 ・芦屋市バリアフリー推進連絡会において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 	意見としては特になし

3 総合評価（自立支援協議会による評価）

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策評価シート

2 【施策レベル】団体評価

施策体系	取組	令和4年度の特徴的な取組内容	障がい団体 意見
障がいの理解に関する施策	1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施	<p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。 ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2022」を実施した。 ・「障がい児・者作品展」を開催し、動画作品の展示や市内の郵便局などでの展示を行った。 <p>【障がい理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動を含めた様々な学校生活の中で、特別支援学級在籍児童生徒と通常学級の児童生徒が一緒に活動し学習する時間を設けた。 ・一部の学校では、県立芦屋特別支援学校との居住地校交流を行った。 ・当事者から問題提起があり、自立支援協議会専門部会にて、障がいのある人の居場所づくりプロジェクト「つむぐ広場」を立ち上げ、障がいのある人が集まれる場を、ともに設けた。 ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて、コミュニケーション支援ボードの利用促進に関する記事を掲載した。 ・市広報紙に、障がいに関する特集記事（身体障がいがテーマ）を掲載した。 ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（インスタグラム・ツイッター）にて、障がいに関する情報を発信した。 	<p>【障がい理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識上のバリアが存在していること自体認識していない人もいる。ホームページでの啓発を強化すると、バリアの軽減につながるのではないか。 ・障がいのない人に障がいのある人の存在を知ってもらわないと支援が受けられない。障がいのある人とのコミュニケーションの場があればと思う。 ・福祉学習の講師を終えた帰り道に、受講生から「お困りごとはないですか？」と声をかけてもらった。このように、学校での福祉学習は相互理解や共生の意識を高める効果があると思う。 ・地域の小学校では、芦屋市がインクルーシブ教育を行っていることを知らない親が多い。 ・芦屋市はインクルーシブ教育を行っており、その分野の先端を行っている旨を、親向けのプリント等を生徒に配布する等して親に周知してはどうか。 ・インクルーシブ教育は子供にとっては良い取組だが、まだまだ親の理解が進んでいないように思う。 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あしやねっと♪の内容を充実させてほしい。ちょっとした悩み事（障がい福祉課でするほどではない通常生活レベル）を解消できるツールとして利用できるのではないか。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に取り組めていると思う。 ・施策がもっと具体的であれば、身边に感じられるのではないか。 ・数字は経年変化（例：R3〇件、R4〇件、R5〇件）を載せたほうがいい。
	1-2 障がいのある人との相互理解を深めるための事業等の実施		
合理的配慮の提供支援に関する施策	2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施	<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修を、合計18回実施した。 ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を、合計144回実施した。 ・点字広報・声の広報は、点訳を25回、音訳を24回実施した。 <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、39箇所の歩道切下げ部バリアフリー化工事を実施した。 ・上宮川公園において、特定公園施設までのバリアフリー化工事を行った。 <p>【差別解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で、特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認した。 ・児童生徒の成長に合わせた指導ができるよう、コーディネーターを中心に個別の支援計画等の内容を見直しながら進めるよう努めた。 ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る児童、児童、生徒への指導助言を行い、個別の支援の充実に努めた。 ・民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業」を実施し、2事業者に対して助成を行った。 ・障がいのある人の新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 	<p>【合理的配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の利用しやすいお店等、障がいのある人に役立つ情報をこれからも広く周知してほしい。 ・新事業「芦屋市やさしいお店登録事業」に登録しているお店に足を運び、「やさしい気持ち、あります。」のポップを初めて見た。これからもポップがいろんなお店に置かれるといいと思う。 ・公的機関のバリアフリー情報は把握しているため、民間事業所のバリアフリー情報が得られる情報媒体があればと思う。 ・市内の道は段差が多く音声付信号機が少ない。障がいのある人が事故なく安全に外出できるように整備を進めてほしい。 ・障がいの種類によって求めるものが異なる。完全なバリアフリーを目指さなくともいいので、その場所の情報（段差の有無や高さ、通路の幅等）を教えてもらえれば、それをもとに障がいのある人が各自自身にとって配慮がある場所なのかが判断ができる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に取り組めていると思う。 ・数字は経年変化（例：R3〇件、R4〇件、R5〇件）を載せたほうがいい。
社会参加の機会の拡大	3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施	<p>【就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の場において、障がいによる困難さがあることを理由に不利益が生じることがないよう、阪神南障害者就業・生活支援センターの就労支援員を中心に、関係機関との連携を図った。 ・障がいのある人を会計年度任用職員として任用し、事務補助や作業補助の業務に従事してもらつた。（採用数13人（令和3年度より引き続き任用された者を含む）、障がい者雇用率2.94%（令和4年6月1日時点）） <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精道中学校の建て替えにおいて、グラウンド利用を含めて生徒及び地域住民等のバリアフリーに対応した施設整備を完了させた。その他の学校園においても、新たに発見されたバリアの解消に努めるとともに、損傷個所を補修することなどにより安心・安全に利用できる施設の維持に努めた。 ・主な社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設から、順次、バリアフリー化を含めた利用者の利便性向上のための改修を進めた。 	<p>【就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用人数等は、引き続き年度ごとに集計すべき。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に取り組めていると思う。 ・数字は経年変化（例：R3〇件、R4〇件、R5〇件）を載せたほうがいい。
政策形成過程への参画	4 政策形成過程への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会、芦屋市医療的ケア児支援協議会等の附属機関において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 ・第一跨線橋工事について、事業概要を事前に身体障害者福祉協会へ説明を行った。 ・障がい福祉サービスのガイドラインを作成する際に、障がい団体の方に意見聴取を行つた。 ・芦屋市バリアフリー推進連絡会において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・跨線橋の工事以外に団体として関わる施策がなかったため、芦屋市ともっと協働できたらと思う。

3 総合評価（自立支援協議会による評価）